

広島県・国立大学法人広島大学・アッヴィ合同会社の 県民の肝炎対策の推進に係る連携に関する協定書

広島県（以下「甲」という。）、国立大学法人広島大学（以下「乙」という。）及びアッヴィ合同会社（以下「丙」という。）は、広島県民（以下「県民」という。）の健康づくりの分野における肝炎対策の取組を相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が健康寿命の延伸を目指した取組を連携して進めることにより、県民のより一層の健康な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力をする。

- （1）肝疾患の啓発に関すること
- （2）ひろしま肝疾患コーディネーターに関すること
- （3）B型・C型肝炎ウイルス陽性者のフォローアップに関すること
- （4）その他県民の健康増進に関すること

2 前項に定める事項に関する連携を効果的に推進するため、実施時期、実施方法その他の具体的な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

3 甲、乙及び丙は、本協定に基づく事業が、丙の製品のプロモーション、その他甲、乙及び丙の取引関係を獲得し、維持し、又はそれらの見返りとする目的で実施されるものではなく、また、関係法令を遵守の上実施されることを確認する。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく取組の実施に当たり、知り得た個人情報等の機密情報を相手方の書面による承認を得ないで第三者に開示、漏洩又は他の目的に利用してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（個人情報の保護）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令及び広島県個人情報保護条例に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日から翌年の3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了日の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからもこの協定を終了する旨の書面による申し出がない場合、この協定の期間は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年7月18日

甲 広島県広島市中区基町10番52号
広島県
広島県知事



乙 広島県東広島市鏡山一丁目3番2号
国立大学法人広島大学
学長



丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
アッヴィ合同会社
社長

